

条例の規制の適用を受けない広告物があります

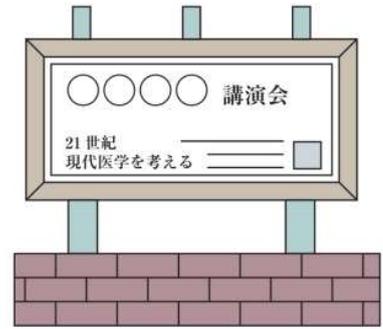
(条例11条、規則9条、10条、11条、規則別表2～4)

適用除外広告物

日常の経済活動などで最小限必要と思われるもの、公共的なものなど、その用途や大きさにより、条例の規制の一部が適用されない広告物(「適用除外広告物」といいます。)があります。

これらの適用除外広告物については、以下のとおり、種類及び適用除外となる基準が定められています。

なお、適用除外広告物であっても管理義務がありますので、日頃から適切な維持管理を心がけてください。



許可申請が不要で、禁止区域、禁止物件にも掲出することができる広告物 (ただし、禁止物件のうち、街路樹、その防護さくなどは、掲出することができません。)

| 広告物の種類 | 例 |
|---|--|
| (1) 法令(道路法、都市計画法、建築基準法など)に基づいて掲出される広告物。 | 道路標識 住居表示板 建築確認の表示 |
| (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人等が掲出する広告物(「公共広告物」といいます。)で、規則に定めがあるもの。 | 公共施設名の看板 交通規制の周知広告 公共施設への案内板 |
| (3) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に掲出する広告物。 | 〇〇コンサート会場 △△展覧会開催中 □□イベント開催中 |
| (4) 社寺、仏堂、教会等が祭典又は冠婚葬祭のために臨時に掲出する広告物や、大売出しその他年中行事のため掲出する広告物、慣習として一般に認められている広告物。 | 〇〇神社祭 年末セール中 |
| (5) 自動車、電車等の車体を利用する広告物で、本市以外の広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの。 | 札幌市以外のバス会社の車体広告 |
| (6) 自動車、電車等(宣伝車を除く)の車体に掲出される自家用広告物。 | タクシーの車体に表示されている タクシー会社名 |
| (7) 自家用広告物で表示面積(広告物が2つ以上ある場合は、その合計面積)が10㎡以下(禁止物件に掲出する場合は3㎡以下)で、かつ、次の要件を満たすもの。 ア 広告物の上端までの高さが地上10mを超えないもの。 イ 電光板、ネオン、点滅する照明及び回転灯を使用しないもの。 | 表札 〇〇商店 〇〇株式会社 〇〇アパート 〇〇ビル |
| (8) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積の合計が3㎡以下であるもの。 | 〇〇会社所有地 立入禁止 売地 |
| (9) 工事現場等の板塀や仮囲いに掲出する広告物で、次の要件を満たすもの。 ア 工事内容の表示又は工事物件の宣伝を目的とする広告物、工事の管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積がそれぞれ3㎡以下であるもの。 イ 宣伝を目的としない絵画や写真等を直接表示するもの(蛍光又は発光を伴う材料を利用しないものに限る。)で、表示面積が板塀等の1面の3分の1以下であるもの。 | 危険立ち入り禁止 〇〇線下水道工事 工事のお知らせ |

許可申請が不要な広告物（禁止区域及び禁止物件には掲出することができません。）

| 広告物の種類 | 例 |
|--|--------------------|
| (1) 自家用広告物で表示面積（広告物が2つ以上ある場合は、その合計面積）が10㎡以下で、かつ、広告物自体の高さ（縦の長さ）が20mを超えないもの。 | 表札 〇〇商店 〇〇ビル |
| (2) はり紙、はり札で、政治団体、労働団体等の宣伝の用に供するもの又は営利を目的としない催物等を表示するもの。 (注)ただし、禁止区域のうち、第1種及び第2種低層住居専用地域、風致地区、道路・鉄道沿線の区域には、掲出することができます。 | 〇〇党 △△町内会総会案内 |
| (3) 公共広告物で、規則に定めがないもの。 | |
| (4) はり紙、はり札、立看板、広告旗その他これらに類する簡易な広告物で、掲出期間が5日以内の自家用広告物。 | |

禁止区域、禁止物件に掲出することができる広告物（許可申請は必要です。）

| 広告物の種類 | 例 |
|--|----------------|
| (1) 地域の住民団体等が掲出する道案内又は地域の案内図。 | 町内案内板 団地案内板 |
| (2) 学校、病院、美術館、博物館、福祉施設等への案内又は誘導を目的とした広告物で、商品名その他宣伝の用に供さないもの。 (注)ただし、これらの広告物は、表示面積等の制限があります。 | 〇〇病院 50m先右折 |

用語の定義

「自家用広告物」

自己の住所地において自分の名前や住所を表示する広告物をいいます。

また、自己の事務所、営業所、店舗等や、その敷地内で、これらの名称、内容、商標、販売する商品名、所在地などを表示する広告物も「自家用広告物」となります。

「案内誘導広告物」

自家用広告物以外の広告物で、特定の事務所、営業所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物をいいます。



掲出が禁止されている広告物（条例6条）

次に掲げる広告物は、街の良好な景観や風致を損ねたり、危険であったり、交通の安全を害するおそれがあるため、一切その掲出を禁止しています。

■ 禁止広告物

- (1) たいへん汚れたり、色が薄くなっていたり、塗料などが剥がれている広告物
- (2) 壊れていたり、非常に古くなった広告物
- (3) 倒れたり、落下するおそれのある広告物
- (4) 信号機や道路標識に似たまぎらわしいものや、信号機などが隠れたり、見えづらくなる広告物
- (5) 歩行者や車などの交通を妨げるおそれのある広告物



● 地域の特色に応じた地区指定制度があります

(条例8条～10条、規則8条)

屋外広告物は、その種類及び設置する場所等により、高さや表示面積などが一律に制限されています。しかしながら、屋外広告物が街の景観形成の重要な要素であるため、地域の特色を生かした個性ある街づくりを進めていくためには、その地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要となります。

そこで、本市では、許可の基準における地域区分とは別に「地区指定制度」を設け、地域の特色に合わせた広告物の掲出方法を定めることができるようにしました。

● 広告物活用地区(条例8条)

市長は、店舗、飲食店、娯楽・遊戯施設などが集まる活気のある地域で、そこに掲出される広告物が街の活気を一層向上させ、地域の雰囲気形成する要素となっている場合に、この地域を「広告物活用地区」に指定して、広告物の規制を緩和することができます。

本市では、「すすきの地区」を広告物活用地区に指定しています。

■ すすきの地区広告物活用地区の区域

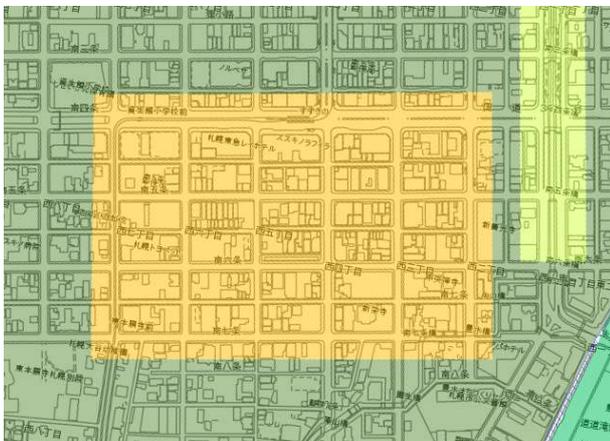
国道36号及び市道南4条線、市道南7条線、市道西2丁目線並びに市道西7丁目線に囲まれた区域(それぞれの道路敷地を含む)及び、それらの区域の境界から30メートルまでの区域。

■ すすきの地区広告物活用地区の設置基準

屋上広告物、壁面広告物、突出広告物及び地上広告物は、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

(大きさや高さに係る規制はなし)

その他の広告物は、第1種地域における設置基準と同じ。



● すすきの地区広告物活用地区の区域図 (黄色部分)

※札幌市地図情報サービス(P13)より



● すすきの地区広告物活用地区 (平成14年4月指定)

● 広告物協定地区(条例10条、規則8条)

地域の良好な景観を維持・形成するため、地元の住民等が互いに地域の広告物のあり方等について協定を締結し、市長の認定を受けることができます。市長は、この協定の対象となる区域を「広告物協定地区」として指定し、良好な景観の維持又は形成のための技術的支援等を行います。

※ 本市には現在、広告物協定地区はありません。

景観保全型広告整備地区(条例9条)

市長は、文化・教育施設等が集まる地域、官庁街、歴史建造物のある地域、駅前広場やその周辺、市民の憩いの場、その他自然景観や優れた街並みのある地域など、市民又は地域住民等に、その地域の良い景観の保全・形成が必要であると評価される地域を「景観保全型広告整備地区」として指定し、広告物に対する規制を強化したり、地域の雰囲気に合わせて広告物の掲出方法を定めたりすることができます。

本市では「札幌駅北口」「札幌駅南口」「札幌駅前通北街区」「大通」地区を景観保全型広告整備地区に指定しています。

■ 景観保全型広告整備地区の区域

・札幌駅北口地区

「西6丁目線」「北9条線」「創成川通」のそれぞれ道路中心線と「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側の面に囲まれた区域。

・札幌駅南口地区

第1区域:「西5丁目樽川通」「北5条・手稲通」「西2丁目線」のそれぞれ道路中心線と「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側に囲まれた区域。

第2区域:「西6丁目線」「北4条線」「創成川通」のそれぞれ道路中心線と「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側に囲まれた部分で第1区域を除く区域。

・札幌駅前通北街区地区

「大通」北側道路境界線及び見通し線、「北5条・手稲通」の道路中心線、「札幌駅前通」東西の道路境界線からそれぞれ外側に30メートルの線に囲まれた区域のうち大通地区の区域を除いた区域、及び都市再生特別地区「北3西4地区」「北2西4地区」

・大通地区

「大通」の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、「創成川通」の西側道路境界、「西14丁目線」の東側道路境界に囲まれた部分。建築物がこの区域の内外に渡る場合は、当該建築物の敷地全部が当該区域内に属する。

※全体的に、第1種地域と比べて広告物に対する規制が強化され、細かく規制が定められています。

設置基準の詳細については、別冊「景観保全型広告整備地区の手引」でご確認ください。



● 大通地区景観保全型広告整備地区
(令和6年2月指定)



● 札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区
(平成16年6月指定)



● 札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区
(第1区域:平成14年4月指定)
(第2区域:平成15年4月指定)



● 札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区
(平成23年12月指定)

札幌市地図情報サービス

(URL https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html)



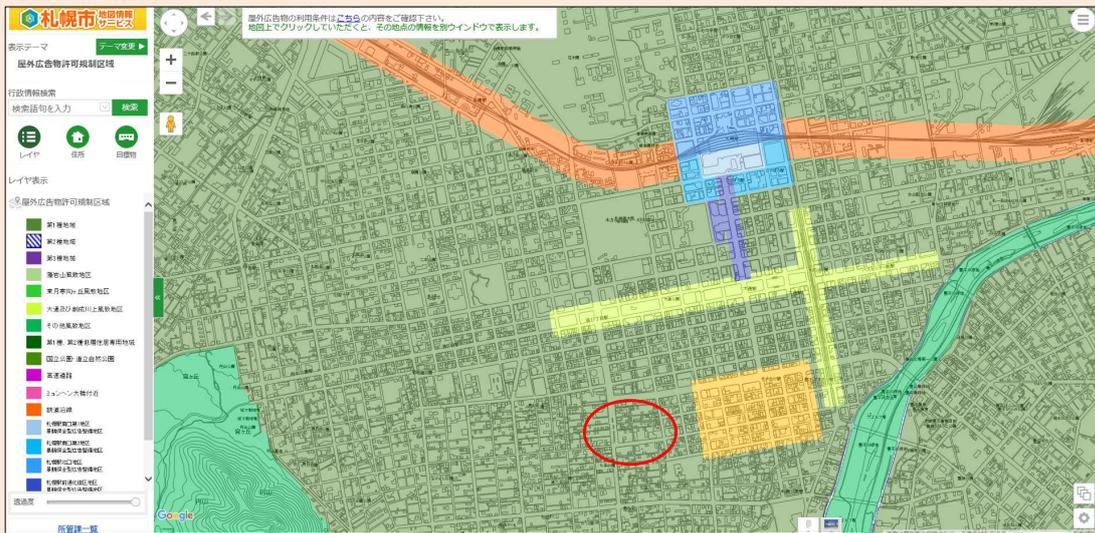
広告物の設置基準の参考として、札幌市役所公式ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。



① 「屋外広告物許可規制区域」を選択します。



② 利用に係る同意画面が表示されますので、内容を確認の上「同意する」をクリックしてください。



③ 地図が表示されますので、広告物設置(予定)場所をクリックしてください。



④ バルーンが表示され、広告物設置基準の詳細ページへのリンク先が表示されます。



⑤ リンク先のページから、設置基準が確認できます。

本規制図は、地図の精度上およびデータの作成上の誤差を含んでいるため、規制地域等の境界について正確に示すものではありません。詳細については、各区土木センターにご確認ください。

● 広告物には管理者・点検者が必要です (条例14条、規則4条、15～18条)

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

そこで、広告物の安全を確保し、条例の目的の一つである「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して、管理者の設置が義務付けられています。

また、管理者を要する広告物について継続の申請を行う際には、点検者による点検を行い「広告物等点検報告書」を提出することが義務付けられています。

この管理者及び点検者は、広告主自らになることもできますし、広告業者などの専門業者に委託することもできます。

■ 管理義務

広告物の設置者(広告主)・管理者・所有者・占有者は、落下事故等の防止のため、広告物に関して補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

■ 管理者・点検者の要らない広告物

次に掲げる簡易な広告物などについては、管理者・点検者は不要です。

- (1) 自家用広告物で、その表示面積が3㎡以下のもの
- (2) はり紙、はり札、立看板
- (3) アーチ式広告、アドバルーン広告、広告幕、広告網、広告旗
- (4) 建物の壁面等に直接塗装して表示するもの又は光を投影して表示するもの

■ 管理者の変更届出

管理者を変更したとき又は管理者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、所在地、代表者の氏名)を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。



● 10㎡を超える広告物の管理者には資格が必要です

(条例14条、規則16条、17条)

広告物1基(1個)当たりの表示面積の合計が10㎡を超える広告物の管理者になるためには、次に掲げる資格を有していることが必要です。(上記に掲げた「管理者の要らない広告物」は除きます。)

■ 管理者の資格

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 屋外広告物講習会の課程を修了した者で、かつ、次のいずれかに該当する者
 - ア 1級建築士又は2級建築士
 - イ ネオン工事に係る特種電気工事資格者
 - ウ 第1種から第3種までの電気主任技術者免状の取得者
 - エ 屋外広告物点検技能講習(※)を修了した者※ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習
 - (3) 職業能力開発促進法に基づく技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に合格した者
- (注)「屋外広告士」は、(1)に該当します。

■ 法人管理者の特例

個人が上記(2)に掲げる管理者となるためには、ア～エのいずれかの資格と、屋外広告物講習会の修了者の両方の要件が必要となりますが、法人の場合には、それぞれの要件に該当する従業員が在職すれば、その法人は、資格を有する管理者となることができます。

(注)本市が行う「屋外広告物講習会」は、原則年に1回開催されます。(詳細は19ページを参照してください。)



● 全ての点検者は資格が必要です (条例16条、規則4条)

広告物の点検者になるためには、次に掲げる資格を有していることが必要です。

■ 点検者の資格

上に記載の管理者の資格(1)～(3)と同じです。ただし、管理者と違い、点検者の法人特例はありません。資格を満たす個人である必要があります。

※ 資格要件を満たしていれば、同一人が管理者と点検者を兼ねることもできます。